

笠屋だより

【第24号】
令和元年10月吉日
関市笠屋土地区画整理組合
組合事務局発行

理事長のあいさつ



仲秋の候、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。
日頃は、関市笠屋土地区画整理事業にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
現在組合では、換地処分に向け各手続きを進めており、換地計画の縦覧を終え、関市長様より認可をいただきました。
11月1日には換地処分の公告を予定しており、その後に清算事務や、区画整理登記を予定しております。
今後とも、区画整理事業にご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 第22回総会のご報告

日時：平成31年3月6日（水） 19時～
場所：桜ヶ丘ふれあいセンター
出席者：49名（総組合員数77名）

第1号議案「事業計画第4回変更について」

1) 事業施行期間

事業の進捗状況に合わせ平成31年3月31日から平成32年3月31日に事業期間を延伸しました。

2) 資金計画の変更

過年度の支出内容と残事業内容に合わせ資金計画を見直しました。

第2号議案「平成31年度事業費収入支出予算について」

右記概算表を提案しました。

第3号議案「清算金単価について」

固定資産税路線価を参考に、1個あたり単価を21円と決定しました。

以上、3議案を上程し承認をいただきました。



【総会の様子】

平成31年度予算概要（単位：千円）

収入		支出	
款	金額	款	金額
借入金	0	工事費	130,000
補助金	4,000	調査設計費	24,500
雑収入	600	会議費	5,110
清算金	8,000	事務所費	10,950
繰越金	171,600	清算金	8,000
		雑支出	4,600
		予備費	1,040
合計	184,200	合計	184,200

2. 第23回総会のご報告

日時：令和元年6月26日（水）19時～
場所：桜ヶ丘ふれあいセンター
出席者：50名（総組合員数85名）

第1号議案「平成30年度事業費収入支出決算及び事業報告並びに財産目録について」

右記決算概要を提案しました。

第2号議案「第5回事業計画変更について」

1) 事業施行期間

平成32年3月31日から令和2年3月31日に変更しました。

2) 資金計画の変更

過年度の支出内容と残事業内容に合わせ資金計画を見直しました。

以上 2議案を上程し承認をいただきました。



【総会の様子】

平成30年度決算概要（単位：千円）

収入		支出	
款	金額	款	金額
借入金	0	工事費	21,172
補助金	3,115	調査設計費	7,074
雑収入	203	会議費	75
清算金	0	事務所費	1,394
繰越金	216,066	雑支出	2,322
		予備費	0
合計	219,384	合計	32,037

3. 第24回総会のご報告

日時：令和元年8月20日（火）19時～
場所：桜ヶ丘ふれあいセンター
出席者：52名（総組合員数86名）

第1号議案「換地計画の承認について」

土地の地積及び筆数、換地の地積及び筆数、清算金の徴収交付額、供託金額を説明致しました。

以上、1議案を上程し承認をいただきました。



【総会の様子】

ドローンによる空撮



4. 令和元年度スケジュール

本年度は、土地区画整理事業の完了に向け各種手続きを進めてまいります。

5月に、換地計画の個人別説明会を行い、新町名や新地番、清算金等についてご説明いたしました。

11月1日に予定しております『換地処分の公告』を行いますと、その翌日より正式に新しい土地に移行することとなります。

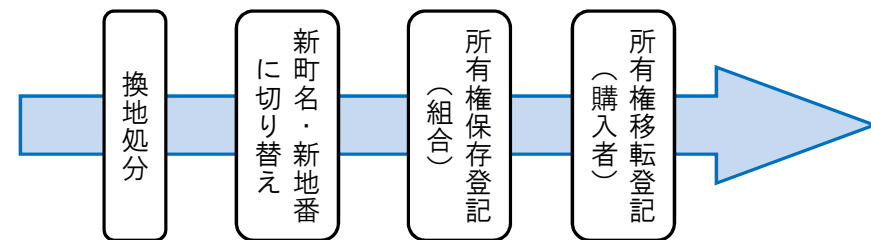
その後、法務局にて新しい土地の登記を行いながら、清算金の事務を行います。

皆様にも各種通知書などをお送りさせていただきましたので宜しくお願いいたします。

	内 容	備 考
9月12日	換地計画認可申請	
9月20日	換地計画認可	
9月26日	換地処分通知発送	組合員の皆様へ換地処分通知をお送りいたします。
	換地処分完了届	組合員の皆様へ換地処分通知が届いたことを確認し、市へ完了届を提出します。
11月1日	換地処分の公告（予定）	公告の翌日（11月2日）から新住所へ変わります。
11月5日	区画整理登記申請	登記申請後約2～3月間は登記事務が停止されます。

保留地をご購入された皆さまへ、今後の手続等について

保留地の町名や地番が換地処分により変更となります。
換地処分に伴い、登記を行います。



新町名や新地番の移行について説明会を開催いたします。

- ・新町名、新地番について
- ・変更に伴う諸手続について
- ・所有権移転登記について

※ 説明会の日時等については、後日文章にてご案内させていただきます。

5. 各種証明書の発行及び各種申請書・届出

★土地所有権移転の届出（権利変動届）

土地所有者に変動（**売買、相続、贈与**等による所有権移転）が生じた場合は、新旧両所有者連名の上、組合事務所に届けてください。また、**住所又は氏名の変更**があった場合も届けてください。

★各種証明書の発行

仮換地証明・底地証明・保留地証明等の各種証明書は組合事務所にて発行しております。

（1通 1,000円）

これらの証明書は、仮換地指定がされると、法務局備え付け図面と現況が一致しなくなるため、従前と仮換地の関係を証明するものです。売買、賃貸、融資、相続、農地転用、建物表題登記、76条申請、建築確認等の際に必要となります。

★建築行為等の届出（土地区画整理法76条第1項）

当施行地区内において、次の行為を行う場合は、市長の許可が必要になりますので、組合事務局までご連絡・ご相談ください。

★事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更

★建築物その他の工作物新築、改築若しくは増築

★移動の容易でない物件（5トン以上）の設置もしくは堆積

※例えば：家を建てる、ブロック塀を積む、造成を行うなど。



以上の申請様式は都市整備協会ホームページよりダウンロードできます。

6. ホームページへのアクセス

HP アドレス 《 <http://gifutoshi.or.jp> 》

または、インターネット検索で 



★ その他ご不明な点等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。★

お問い合わせ先

関市笠屋土地区画整理組合（事務局）

〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-12 シンクタンク庁舎5階

（公社）岐阜県都市整備協会内

☎058-274-0080 📠058-274-2772

事務局：宮木・横北



QRコードからもご購入いただけます。